

「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託 委託者選定審査委員会規程

（趣旨）

第1条 県が公募した「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託に提出のあった法人（企業、NPO等）の申請書の選定審査を行うため、委託者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、委託者の選定を行う。

（構成）

第2条 審査委員会は、林業課長、副課長、主任専門技術員により構成する。
（別表）

（任期）

第3条 委員の任期は、委託者が決定する日までとする。

（審査委員長）

第4条 審査委員会に審査委員長を置くものとする。
2 審査委員長は、林業課長がこれに当たる。
3 審査委員長は、委員会を代表し、これを総括する。

（会議）

第5条 審査委員会は、林業課長が招集する。

（審査基準）

第6条 審査委員会は、下記に定める審査基準に基づいて審査を行い、採択することが適当な申請者を選定する。
2 審査に当たっては、次の項目により評価を行う。

審査項目	評価の観点	評点 (80点満点)
企画提案内容	企画提案が魅力的かつ効果的な内容となっているか。	40点
実施体制	関係者と調整し、計画を適正かつ確実に実施する体制を有するか	35点
見積額	見積の積算は妥当か。 また、費用対効果が優れているか。	5点

（委託者の選定）

第7条 委託者の選定は、内容審査の審査委員の平均合計評点が48点以上の申請者の中から審査委員会において決定する。

（庶務）

第8条 審査委員会の庶務は、林業課林産振興担当において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、林業課長が別にこれを定める。

(別表)

「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託者選定審査委員会名簿

所属・職名	氏名
林業課 課長	有田 修三
林業課 副課長	立石 博之
林業課 副課長	吉良 孝広
林業課 主任専門技術員	山口 光洋